

れてから外装なしですごしていた庁舎に、37年7月から16ヵ月の期間をかけて
タイル張りの外装が進められた。39年、オリンピック、IMF 世銀総会の開催
を機に前庭の手入れも行われ、官庁街にさわやかな景観を呈した。

第5章 大蔵省機構の拡充の推移

講和発効後の大蔵省機構の変化は、大蔵省の歴史の中でも特に注目すべきものである。明治前半期の組織づくりの時代、あるいは日華事変から太平洋戦争、さらに終戦後の占領行政の期間という、特殊な条件のもとにあった機構の改廃を別として、平時の機構の拡充がこれほど進んだ時期はない。しかもこの時期は極力行政の無駄を省こうとして、機構拡充の抑制努力が続けられていた。そのため、大蔵省職員定数規程による定数は、27年8月の本省 2万4,066、外局 5万2,032から38年3月の本省 2万5,507、外局 5万0,951へとほとんど増加がない。

しかし、大蔵省の仕事の量的増大は、27年度から38年度の間に、予算でみれば 8,527.5億円から 2兆8,500億円へ3.3倍し、国税予算は 6,382億円から 2兆3,053億円へ 3.6倍し、財政投融资計画は 4,556億円から 1兆2,131億円（改定）へ2.7倍している。貿易額は輸入が27年度の 21.06億ドルに対して38年度は 72.47億ドルと 3.4倍している。経済官庁としての大蔵省に関連する経済諸指標の変化を提示すれば、どの部門においてもそれは著しい増大となつてあらわれる。

これらの指標の示すものは、これらの経済活動量の増大に対応する行政事務量の増大である。それは必ずしも量的比例を伴うものではないが、むしろ質的な変化と多様化を伴うものである。その変化、多様化が大蔵省の機構の拡充をもたらしたことは贅言を要しないが、その変化過程は決して単純ではない。約12年の間に本省の部局編成は関税局を増し、証券部を設置しただけで、一見大きな変化ともみえないけれども、各局内部の組織の変遷とそれぞれの部課の所掌事務内容の変化をみると、大蔵省の歴史の中でも特記すべき激動期であることを知る。ことにこの変化は本省附属機関として各種審議会等の設置廃止、それぞれの審議等の活動をみるときにその激動期の実感を強める。そしてさら

に、次の経済自由化の時代に対応する組織づくりへと引継がれる時期の機構の拡充の方向を示すものと理解する必要がある。そのような含みで以下数節に分けてこの変遷をみることにしたい。

第1節 本省機構の変遷

1 内部部局の推移の概要

本省機構の変遷をみるにあたって、昭和27年8月の大蔵省設置法の改正に触れなければならない。24年制定の大蔵省設置法では、組織を本省と外局に二大別し、本省を内部部局、附属機関、地方支分部局に三分し、外局を証券取引委員会、国税庁、造幣庁、印刷庁に四分していた。これを27年には本省と国税庁に大別して、造幣庁、印刷庁をそれぞれ造幣局、印刷局として本省の附属機関とし、独立の証券取引委員会を廃して、本省内の事務機構と附属機関としての証券取引審議会とに分けた。同様に外国為替管理委員会を廃して本省に為替局を設置し、外国為替審議会と外資審議会を置いて、いわゆる行政委員会を整理して行政体制を確立した。

(1) 局課の変遷

この講和後の体制建直しによる本省の内部部局の変遷をみよう。27年8月には官房のほかに主計、主税、理財、管財、銀行、為替の6局が置かれ、従来の5局に為替局が加わっていた。主税局の税関部と銀行局の検査部は存置されたが、官房の調査部は廃止された。この部局内の組織変更は後述することにし、まず部局の変遷を略述しよう。

為替局の設置は外国為替管理委員会廃止に対処したものであったから、これは特に機構拡充とはいえない。むしろ証券取引委員会の廃止が証券部の設置ともならず、大臣官房調査部が廃止されたことは、それが行政機構の整理の一環の措置であったことを知る。このような事情で、その後部局増設は長らく許されなかった。36年11月に、関税定率の全面的改正を機に、税関部が主税局から独立して関税局となり、37年5月に株式市場対策と証券行政の重要性を考慮し

て証券部が設置された。

部局だけの変遷では主計局、主税局（税関を除く）の組織、また保険、証券等を除く銀行局、理財局の組織に大きな変化はなかったようにもみられるが、むしろ部局の変更なしに増大した行政事務の処理を続けた内部組織の変遷にこそ、これらの部局の特色をみることができる。それら個々の組織をみる前に、一般的な体制拡充を特別な職の推移によってとらえることにしよう。

27年の大蔵省設置法改正に際して、財務官を財務参事官に改めた。このほかに新しく大蔵省組織令を制定して分課の規定を定めるとともに、大蔵省組織規定で財務調査官の設置を決めた。財務調査官は官房長の命を受けて総合的な研究調整を要する特定事項について調査しその処理にあたるものとされ、その機動的な活動が期待された。それはまた機構の面でも拡充不可避の部門での活動に振り向けられることになって、財務調査官の配置される部門の機構拡充に結びつくことになった。当初8人の財務調査官設置で発足したが、このような特別な職の機能の重要性の配慮と行政体制の確立の観点から、財務調査官等の特別な職の設置は大蔵省組織令によることになった。

さて27年8月公布の大蔵省組織令によって、講和後の本省内部部局の分課を示そう。大臣官房は秘書、文書、会計、地方、調査の5課と日本専売公社監理官室、財務参事官室の2室が置かれた。すなわち調査部が調査課となり、従来の財務官室を財務参事官室として官房組織内に入れた。主計局は総務、司計、法規、給与の4課で、従来の共済課は給与課に吸収され、別に組織規程で主計官11人内の設置が定められた。2人減員である。主税局には税関部のほかに税制第一、税制第二、調査の3課が置かれ、税関部には業務、調査統計、鑑査の3課が置かれた。従来の税制課が2課に分かれた。理財局は総務、国庫、資金、経済、証券第一、証券第二、外債の7課となった。理財局の組織はかなり変わった。為替局の新設によって関係2課が削られ、証券取引委員会の廃止によって証券第一、証券第二の2課が設置され、見返資金課が廃止された。管財局には総務、国有財産第一、国有財産第二、外国財産管理、外国財産補償、閉

鎖機関、特殊財産の7課が置かれたが、その組織は講和前の残務をなお多くかかえた体制を示していた。特別に設置されていた公団清算室が閉じられ、公団から引き継いだ債権管理のための特殊財産課が設置された。銀行局には検査部の外に総務、銀行、特殊金融、保険の4課と金融制度調査室が置かれ、検査部には管理、審査の2課が置かれた。資金運用課は資金課となって理財局に移され、国民貯蓄課が廃止され、金融制度の整備改善に関する調査企画等のための金融制度調査室が新設された。新設の為替局には総務、企画、資金、管理、調査の6課が置かれた。

この分課体制は29年5月、理財局に地方資金課を設け、証券関係2課を証券課に統合することで補足されたが、その際、経済課の事務の一部を管財局に回して閉鎖機関課を特殊清算課に改めた。この改正は課の増設が許されなかったための措置で、証券行政は非力となったが、地方財政再建の課題は国の行政機構の整理合理化への要請ともなって、31年4月には全般に課の数を減らすことになった。これは行政審議会の行政機構改革についての答申に対応した政府の一連の機構改革によるもので、行政運営改善のために各省庁の課の2割整理が決められたためであった。なお、この行政審議会の答申では、行政機構改革で中心的な問題となった予算編成機構については、主計局を大蔵省から内閣に移して予算局を設置することは取り上げられず、予算関係委員会の新設による予算編成方針の審議が示された。

31年4月以降、大臣官房では5課2室が地方課、日本専売公社監理官室、財務参事官室の削減で4課制となり、管財局は7課を5課とするために、外国財産管理課と外国財産補償課を合して外国財産課とし、特殊財産課を特殊清算課に吸収した。また銀行局は4課1室の金融制度調査室を削り、特殊金融課を特別金融課として、別に中小金融課を置いて5課制とし、検査部の2課を廃した。この改正で課、室としては削られても、その行政事務が廃されたわけではなかったから、大臣官房には財務局監督官が置かれ、管財局に接收貴金属監理官が置かれ、銀行局には金融制度調査官と統括金融検査官2人内が置かれた。

32年8月には財務調査官等の特別の職の設置が政令となって、大蔵省組織令、大蔵省組織規程が改正されたが、その際加えられた職と人員とを記すと次のようになる。財務局監理官（従来は財務局監督官）、財務考査管理官、日本専売公社副監理官各1人、財務調査官13人内、専門調査官3人内、主計官12人内、主計監査官3人内、税関考査管理官1人、関税調査官3人以内、資金管理官、証券検査管理官、管財監査官、接收貴金属監理官、金融制度調査官、金融検査管理官、金融検査審査官各1人。なおこの改正に際して管財局に管理課を増設した。

講和後の6～7年は占領政策からの解放と経済自立体制の確立との課題を背負った財政の運営であり、組織の体制であったから、課の増設について特に緊急の必要が求められることはなく、31年の課の2割削減にもどうにか応じたが、33年後半から経済の成長が高まり大蔵省の行政領域が拡大するようになる、形の上で課の数を抑制しておくことの意味が失われた。34年4月には証券課を従来の証券第一課と証券第二課に分割するとともに、証券担当の財務調査官を配し、為替局に投資課を増設、銀行局に貯蓄奨励官を追加し、管財局の特殊清算課を廃して国有財産第三課を置き、各課の分課の規程を改めた。そして同年9月には財務局監理官、金融検査管理官、金融検査審査官を廃して、官房で地方課、銀行局検査部で管理課、審査課を復活した。35年4月には国税通則法の制定、法令の簡素化等のために、主税局に臨時法制整備室を設け、また銀行局保険課を生命保険と損害保険とに事務を分担して、保険第一課と保険第二課に分けた。また管財局の外国財産課を廃した。

なお34年については6月に管財局に臨時貴金属処理部が置かれたことを記しておかなければならない。それは貴金属第一、貴金属第二の2課制の部であったが、40年5月に廃止されるまで、終戦後に占領軍によって接收され講和後に日本政府に返還された貴金属の処理に当たった。この処理方法については、接收貴金属処理審議会が大蔵省の本省附属機関として設置され、その審議にあたった。

36年以降では、それまで抑制を続けた局課の増設が抑えきれなくなって、次々と組織を拡充する方向に転じた。それまで大臣官房を除いて総務課のなかったのは主税局だけであったが、税制調査会が体系整備と国税通則法とに積極的に取組んだことを契機に、36年6月に総務課を設け、税関部においてもブラッセル関税率採用の一般的関税率の改正を目指して、まず企画課を設置した。また理財局には証券検査課を加えた。税関部の企画課の設置は、関税局新設についての大蔵省設置法の改正が、国会審議の渋滞で遅れたための措置であった。設置法改正によって36年11月から関税局が独立した際の組織は総務、業務、調査統計、監査の4課と税関考査管理官、関税調査官を配するものとなった。この11月に官房に厚生管理官が設けられて、職員の厚生問題を統括することになった。

36年秋以降の金融引締政策後の株式市場対策等に対処して、37年5月に理財局に証券部が設置された。同時に同局の資金管理官を廃して資金管理課を設けたが、このほか主計局に調査課を置き、為替局の投資課を投資第一課と投資第二課に分けた。翌6月には主税局の調査課と臨時税法整備室を廃して、税制第三課と国際租税課を置いて、各課の職務配分を改めた。

38年には貿易自由化の推進に関連して関税問題が表面化し、さらに関税の一括引下げが世界の関税政策の課題となったことから、3月に関税局の分課を総務、国際、監視、業務、監査の5課として、これに関税調査官と税関考査管理官を加えた。その6月には関税中央分析所を設けた。

(2) 特別な職の状況

本省内部部局の局課の変遷の過程でも触れたが、この局課の改廃に付随して、特別な職務の設定改正があった。部長あるいは課長に準ずるもの、さらに課長補佐に準ずるものの設定があるので、これに触れておきたい。この特別な職制の設定は、地方支分部局、外局等との関連で講和後の行政組織拡充の性格を示すものである。特別な職については局別にまとめよう。

まず大臣官房については、27年8月の大蔵省組織規程で財務調査官8人内の設置が決まり、その後31年4月に14人内に増員され、32年4月に13人内に改められてから大蔵省組織令に移され、38年4月に14人内に再度増員された。財務調査官制度と同じく採用された専門調査官制度は3人内の設置を決めてから基本的に変更がなかったが、37年から39年にかけて4人内に一時増員があった。また地方課の廃止の際に31年4月に設置された財務局監督官は32年8月に財務局監理官となり、34年9月の地方課復活で廃止された。なお29年10月に5人内で設置された財務考査官は32年8月の財務考査管理官の設置によって4人内となったが、36年11月に5人内に増員した。既述の36年11月以降の厚生管理官の組織は、34年4月から組織規程で設置された厚生管理官の職務に統括の権限を与えたものであったが、37年5月に新たに営繕専門官1人を設置した。調査課の職務遂行のために33年7月に調査統計官21人内が設置され、さらに36年6月に研究分析官2人内の設置を加えた。

主計局については、設置法で次長2人の設置が決められ、規程で主計官11人、主計監査官3人の設置が決められていたが、32年4月に主計官は12人に増員された。このほか28年11月に予算実施監査官5人内が設置され、32年8月に6人内に増員された。

主税局については税関関係の特別の職があっただけで、27年以來の税関調査官3人内と29年10月に設置された税関考査官15人内とであったが、32年8月の改正で税関考査管理官が置かれたので、税関考査官は14人内に減員した。

理財局関係では次長制以外は証券問題についてだけ特別の職があったとあってよかった。例外は資金管理課設置で廃止された資金管理官が一時置かれただけである。27年以來、取引所監理官と証券検査官14人内との設置が認められていたが、32年8月の改正で本省の取引所監理官は廃止され、証券検査官を統括する証券検査管理官制がとられた。証券検査官はその後34年4月に15人内に増員されてから急増し、36年6月に17人内、37年5月に22人内、38年4月に27人内に改められた。

管財局については、30年4月に国有財産監査官5人内の設置を決めたのが最初で、31年6月にはこれを10人内に増員したが、31年4月には管財司計官と接收貴金属監理官が置かれた。32年8月の改正で管財司計官を廃して管財監査官を置き、国有財産監査官を9人内に減員した。また34年6月の改正で臨時金属処理部の新設に合わせて接收貴金属監理官は廃止された。その後38年に鑑定審議官1人を置いた。

次に銀行局関係では、既述の金融制度調査官のことを除けば、31年4月設置の統括金融検査官の2人が32年8月に金融検査管理官、金融検査審査官と改められたが、金融検査については24年に20人であった金融検査官が27年には100人にまで増員されていた。32年4月にその中から24人を財務局に回して76人と改めた。32年には保険計理官2人内を置くことにした。

為替局としては、34年4月に為替検査官7人内の設置が認められてから、38年4月に10人内に増員した。

なお27年以降本省に大蔵省顧問、大蔵省参与各1人を置くことが認められていたが、37年1月に大蔵省顧問は若干人に改められて、顧問制度活用に弾力性が増えられた。

(3) 附属機関

27年の設置法改正で造幣庁、印刷庁は造幣局、印刷局となって、外局から本省の附属機関にかわった。このような基本体制の変更があったが、組織分課についてはすべて従来どおりで、造幣庁の東京支庁は造幣局東京支局と名称変更された。造幣局の組織はその後10年近く変更がなかったが、36年4月に総務部に職員課が作られてから、37年5月には作業部を製造部とし、研究所を廃して作業管理部を作り、分課も作業管理部は技術、企画、施設の3課とし、製造部は作業部の際のよう解、貨幣、装金、試験製練の4課の外に庶務課を設け、総務部に工作課を加えた。38年4月には貨幣課を貨幣第一、貨幣第二の2課とした。また東京支局も37年5月により解課を、38年4月に工作課を増置し、同じ

く広島支局にも37年5月に工作課を置いて、それぞれ7課、6課に課をふやした。

印刷局については32年6月に業務部の業務課とみつまた課を廃して証券課と図書課を置き、36年11月に長官官房を総務部として経営調査課を置いた。38年4月には印刷局本庁舎を市ヶ谷から赤坂に移し、市ヶ谷工場も新築の赤坂に移動した。

造幣局と印刷局についても特別な職について記しておこう。造幣局の研究所、病院には所長、病院長のほかに研究官3人内と副院長が置かれていた。研究所廃止後は作業管理部に研究官2人内が置かれた。印刷局の研究所、工場、教習所、病院にはそれぞれの長が置かれていたが、研究所には研究官3人内、滝野川工場と酒匂工場に次長各1人、病院には副院長が置かれていた。研究官は36年6月に4人以内に増員されたが、工場の次長制度は37年に廃止された。また32年の業務部の組織改正で、みつまた課が廃止されるに際して、みつまた管理官を当分置くことにしたが、その後この体制が続けられた。

附属機関として次に記しておかなければならないのは審議会等であって、大蔵省行政に直接関連のある常設機関が大蔵省設置法によって設置された。まず27年8月の状況を示して、それからその後の変遷に入ろう。

講和発効時の国会で協賛を得た法律に基づいて、大蔵省設置法で本省附属機関に追加指定されたものは、企業会計審議会、証券取引審議会、外国為替審議会、外資審議会であり、これに従来からの機関、すなわち関税訴願審査会、関税率審議会、金利調整審議会、特定契約審査会、専売事業審議会、国民金融審議会、財政制度審議会、資産再評価審議会、旧軍港市国有財産処理審議会、連合国財産補償審査会、在外公館等借入金評価審議会、公認会計士審査会を加えると、その数は16に達する。これに総理府の附属機関であって、大蔵大臣の諮問によって資金運用部資金の方針等を審議する資金運用審議会を加えると17となる。これらを見れば大蔵省行政における審議会等の存在意義を知ることができる。審議会はそれぞれに異なった機能を持ってはいるが、税制以外につい

て、およそどの部局についてもその行政の基本事項について審議会を置く体制が作られた。もちろんすべての機関が常時積極的に活動したわけではないが、すでに説明したように、大蔵省の施策がこれら審議会に対する諮問に基づいて進められたのであり、その方向は経済自立体制の整った34年ごろから強まった。したがって審議会の活動も活発化し、審議会の設置も追加されている。

まず30年に自動車損害賠償責任保険審議会が置かれ、31年には臨時税制調査会が設置されたが、その31年6月には金融制度調査会が設置され、翌32年5月には国有財産中央審議会、庁舎等調整審議会、33年5月には国家公務員共済組合審議会が設置された。34年4月には金融機関資金審議会、保険審議会、専売制度調査会と接收貴金属等処理審議会が置かれた。金融機関投資審議会が2年、専売制度調査会が1年の時限での設置であったが、金融機関資金審議会は38年に常設の機関に切り替えられた。また37年3月限りでしょう脳専売法が廃止されたので、37年9月まで臨時しょう脳事業審議会が置かれた。行政不服審査法の制定で、37年9月から関税訴願審査会は関税不服審査会にかわった。補助金合理化のために37年4月に補助金等合理化審議会が総理府に作られたが、すでに説明したように、その設置の前に大蔵省内に臨時補助金問題等懇談会が作られて、多くの準備的調査審議が進められた。税制改正、財政投融资計画、証券対策、金融政策、為替自由化、関税改正のいずれをとっても、34年以降の諸政策がこれらの機関との積極的な連携なしに進められたものではなく、それらの関連の政策史はそれぞれの審議会の審議内容を知ることでも明らかとなるといってよい状況となった。

附属機関の第三グループは研修所等である。28年8月に税関研修所が設置され、各税関には研修所の支所が置かれた。職員に対する研修体制はその後36年11月に財務研修所と会計事務職員研修所の設置によって強められた。財務研修所については各財務局の所在地に支所が置かれた。このような研修組織とは別に、38年6月に関税中央分析所が設置された（所在地松戸）。

2 地方部局の推移

本省内部部局の整備とともに27年8月には本省の地方支分部局の体制も整った。地方支分部局は財務局と税関であり、その名称、位置、管轄区域は講和前に引き続いた。10財務局と6税関を中心に、財務局には財務局の所在する府県以外の各府県に財務部を配し（北海道には6ヵ所）、さらにその下に出張所を置き、税関には主要な対外交易の地に税関支署を置き、さらに関税事務の必要に応じて税関出張所、監視署を設けたことも講和前に引き続いた。その後財務



関東財務局のある合同庁舎

東京港の貿易量の著増に対処したものであり、税関支署の変更設置よりもさらに多くの税関出張所、税関監視署の名称、位置の変更等がこのような状況変化に対応して進められた。財務部の出張所はもっぱら管財行政のために設置されたものであったから、管財局の分課の変遷に示された状況に即した変更が加えられた。まず財務局の変遷からみよう。

(1) 財務局

全国に配置された財務局、財務部、出張所の27年8月末の組織は、財務局に局長官房（関東の総務部）と理財、管財の2部を置き、関東、北海道、東海、中国、北九州の5局には取引所監理官を各1人、近畿財務局には同じく3人内

を置いた。局長官房には総務経理の2課、理財部には主計、理財、金融、融資の4課、管財部には管財第一、管財第二、徴収の3課を置いた。この管財部については、関東財務局では管財第三課、管財第四課を、近畿、東海、中国、北九州の4財務局については管財第三課を増置した。管財の仕事が特にこれらの地域で多いことを示したが、この事情は財務部の組織においても取り上げられ、財務部は主計、理財、管財第一、管財第二の4課を基本としたが、横浜をはじめ25の財務部には総務課を、横浜をはじめ6の財務部に管財第三課を置いた。管財第三課のある財務部にはすべて総務課が置かれたが、管財第三課が九州の長崎、大分に置かれて管財行政の地域的特性を示した。出張所の内部組織は大蔵大臣の承認で財務局長が定めることになっていた。

(A) 内部部局

財務局の組織については26年には関東財務局では局長官房を総務部としていたが、その後32年4月に近畿、34年4月に東海、36年4月に中国、37年4月に北九州、38年4月に北海道、東北、四国の順に総務部制に移り、これで全財務局が総務部制をとることになり、財務局は総務、理財、管財の3部組織となった。この推移は局長官房だけの事務機構の拡充の必要を示したのではなく、各部の内部についても次長制の採用、財務局監察官、国有財産監査官等の設置にその事情をみることができる。これら専門職のことは後述として、まず各部の分課の変遷をみよう。

局長官房あるいは総務部は、総務、経理の2課を基本として、32年4月に関東に人事課を追加した。

理財部は主計、理財、金融、融資の4課構成で始まったが、36年4月に関東、近畿、北海道、東海に経済調査課を置き、37年4月に北九州にも置いた。

総務部、理財部の組織の推移は比較的単純であったが、管財部については事情は大いに異なった。まず管財第一、管財第二、徴収の3課構成の基本は、30年4月に総括、管財、徴収の3課に改められ、32年4月にはこれに財産調査課を加えた4課制となった。27年までに関東局については管財第三、管財第四の

2課を、近畿、東海、中国、北九州、南九州の5局については管財第三課の増配を認めていたが、30年4月の改正に際して管財課の組織を関東局等について拡充し、関東、近畿、東海、中国、北九州の5局に不動産課と動産課を置き、関東ではさらに不動産第一課と不動産第二課に分け、関東、近畿には物納財産課を置いた。次いで32年4月に財産調査課を関東、近畿、東海、中国、北九州の5局に置き、近畿の不動産課を不動産第一、不動産第二の2課に分け、関東に宿舍課を加えた。33年6月には東北に財産調査課を加えた。なお北九州の不動産課、動産課をもとの管財課に戻した。35年4月には不動産課、動産課の組織を変えて管財第一課、管財第二課、管財第三課と改めて5課制とした。次いで35年10月に近畿の管財第三課を廃して宿舍課を置き、36年4月には関東に訟務課を、北海道に財産調査課を置いた。

以上の分課の推移は局別にかかなり大きな差を示しているが、このような差異は特別な職、専門の職の設置配分についてさらに強く示されている。次長制はまず理財部と管財部について30年4月に関東、近畿にそれぞれ1人設置され、管財部については34年4月に中国にも1人置き、35年4月に関東を2人とした。理財部については36年4月に東海にも1人置くことにした。

27年以来設置されている専門の職から取り上げよう。取引所監理官は27年に近畿に3人、関東、北海道、東海、中国、北九州の5局に各1人を置いたが、32年8月に関東を2人とした。証券業に対する監督の強化は証券検査官の増員によってみることができる。27年の規程では証券検査官は86人内と決められていたが、33年6月に98人内、35年4月に108人内、36年4月に121人内、37年4月に126人内、38年4月に131人内と毎年増員した。金融検査官は26年に各局を通じて160人内を置くことにしていたが、32年4月に本省の検査官24人を移して184人内としたのち、中小企業金融の増大に対処して33年6月に207人内に増員してから、34年4月に218人内、35年4月に226人内、37年4月に231人内に増員した。

次長制の採用にみられるような新しい専門の職の設置がこの時期の財政金融

政策の推移を反映する。29年10月に財務局職員の服務監察のために財務局監察官制度が作られ、各局を通じて13人内が置かれたが、37年に首席財務局監察官制をとって、関東局の1人を含めた13人内とした。

総務部には専門の職は置かなかったが、理財部には前述の証券検査官、金融検査官の外に、28年11月に本省の主計局に予算実地監査官を置いたことに応じて、主計課に予算実地監査官を置くことにして、各局を通じて115人内とした。その後33年6月に120人内に増員して会計法第46条の規定による監査体制を固めた。また資金運用部資金の融資量の増大、ことに地方団体への運用金の使用状況調査等のために、32年4月に融資課に資金監理官を置くことにしたが、同年8月これを地方資金管理官と改め、各局を通じて10人内とした。

管財部については本省の管財局に国有財産監査官制度が設けられたことに応じて、30年4月に国有財産監査官を置くことにして、各局を通じて100人内としたが、31年6月に95人内とし、35年4月に100人内とし、36年4月には各局に首席国有財産監査官を置くことにしたので、これを90人内に減じた。また国有財産処理に当っては、その評価、測量等の専門技術を要するので、32年4月に国有財産鑑定官制度を設け、各局を通じて25人内を置いたが、35年4月に32人内、36年4月に38人内、37年4月に43人内に増員した。

(B) 財務部

以上のように財務局の組織拡充が進み、本省の組織強化に対応したが、局の組織強化はまた財務部の組織にも影響した。財務部は財務局の所在しない府県と北海道との42ヵ所に置かれ、27年以降その数も所在地も変更がなかったが、財政金融の施策に応じてその組織はかなり大きく変わった。まず基本的な組織の変遷をとらえ、次に地域的な特色をとらえることにしよう。

財務部の分課は26年には主計、理財、管財第一、管財第二の4課制を原則とし、25の財務部に総務課を、6の財務部に管財第三課を置いたが、30年4月の機構整備で、主計、理財、管財の3課制を原則としたのち、32年4月に総務課を加えて4課制とし、さらに36年4月に融資課を加えた5課制に拡充した。

27年には横浜をはじめ25の財務部に総務課を置き、横浜、浦和、京都、山口、長崎、大分の6部には管財第三課を置いた。総務課設置は32年に総務課を加えた4課制をとるまで変更しなかったが、30年4月の機構整備に際して、管財課だけの財務部を10に止め、他を管財第一課、管財第二課のものままとし、さらに横浜に管財第四課を置き、京都の管財第三課を物納財産課に改め、横浜、新潟、京都、神戸、岐阜、山口、長崎の7部に融資課を新設した。その後総務課制をとるかたわらで、管財第一課、管財第二課の体制を例外とし、管財課を基本とする方向を強化して、32年4月には20部、33年6月には22部に増加し、次いで32年4月に山口、長崎の管財第三課を廃止し、33年6月に京都に管理課を置くとともに、融資課のある財務部を17に増加させた。その後35年までに横浜の管財第四課を廃して、管財第三課設置を横浜、千葉、大分の3部に改め、横浜、京都に徴収課を置き、京都の管理課を廃し、融資課設置を22部に拡げた。すなわち、管財第二課以上ある部も融資課のある部も、42の財務部の約半数に減少あるいは増加したわけである。36年の融資課を加えた5課制の実施に際して、融資課を置かないことにしたのは北海道の5財務部だけとし、管財第二課まで置く財務部は20に縮め、管財第三課は横浜、千葉、神戸の3部に置くことにした。徴収課は横浜、千葉、京都に置かれた。38年4月に北海道の5部にも融資課が設置されて、分課の体制はこれで固まった。



横浜税関庁舎

(2) 税関

27年8月の税関の内部部局は、税関長官房のほか監視、業務、鑑査の3部を置き、この編成は6税関に共通であったが、28年8月に東京、長崎両税関を設置するについて両税関には鑑査部を置かなかった。税関長官房には秘書、文

書、会計の3課、監視部には警務、旅具、審理、貨物の4課、業務部には輸出、輸入、為替、統計の4課、鑑査部には輸出鑑査、輸入鑑査第一、輸入鑑査第二、輸入鑑査第三、調査の5課を置くことを基本とし、各税関を通じて鑑査部に関税鑑査官18人内を置くことにして、横浜、神戸の両税関の監視部に次長を各1人、横浜、神戸、大阪、名古屋、門司の5税関の鑑査部に外国小包郵便課を置いたが、大阪、名古屋、門司の3鑑査部には輸入鑑査第三課を置かなかった。

これらの措置は税関業務が特定の開港に集中していたことを示すが、それは経済が自立から成長へと推移するにつれて漸時変わり、28年8月の東京税関設置以来、東京税関の重要性は急速に高まり、組織もそのような状況に対応して漸次変更された。東京、長崎両税関の設置に当り、これらの税関においては税関長官房に秘書課、文書課を置かず総務課を置き、また鑑査部を置かなかったため業務部の分課を変えて、東京では輸出鑑査、輸入鑑査、外国郵便、航空貨物の4課を加え、業務部次長を置き、長崎では分課を整理して業務、統計、鑑査、外国郵便の4課とした。またこの際函館については税関長官房と監視部の組織を東京に準じて、業務部に為替課を置かず、鑑査部は鑑査課と調査課とした。この改正に先立って28年2月に横浜、神戸の監視部警務課を陸務課と海務課に分け、同年9月には各税関の外国小包郵便課が外郵出張所に振替え廃止された。

講和後の税関組織のこのような変遷と多様性は、一面では地域的な特色を示すものではあったが、他面では体制が整っていなかったことを示すものでもあった。30年に東京税関の管轄区域を東京都から埼玉、群馬、山梨、新潟、山形の5県を含める地域にまで拡げ、その組織に鑑査部を加えることで税関の全国的な体制が整備されたから、この時点から組織の変遷と各税関ごとの特色をみることにしよう。

組織を税関長官房と監視、業務、鑑査の3部分け、それぞれに課を配置する基本の体制は27年来変わらなかったが、30年9月に監視部では名古屋、門司

でも警務課を陸務課と海務課に分け、業務部に徴収課を置いて5課体制とした。31年11月には長崎税関の業務部に次長を置き、次いで32年4月には横浜、神戸の業務部の輸出課、輸入課を輸出第一課、輸出第二課、輸入第一課、輸入第二課に拡充し、鑑査部に分析鑑定室を設置し、東京に図書調査課を特設した。次いで35年4月の鑑査部の機構改革で、課を置かず関税鑑査官に職務分担をさせることにし、各税関の鑑査官の人数は東京7、横浜12、神戸13、大阪5、名古屋6、門司4、長崎2、函館2、計51で、それまでの課あるいは室の合計31と関税鑑査19の合計を超える数となった。また神戸の監視部の陸務課、海務課は警務第一課、警務第二課に改められた。36年11月に本省の関税局設置に際して法改正が遅れ、それが11月となったために、すでに年度当初から組織替えが始められ、36年6月に税関長官房に税関考官8人内、業務部に計算管理室、鑑査部に関税鑑査官の設置が決まった。36年11月の改正では税関長官房を総務部として部長を置き、分課を総務、人事、会計の3課とするともに、横浜、神戸の監視部と業務部に管理課を置いた。37年4月にはそれ以外の税関の監視部と業務部に管理課を、門司、長崎、函館以外の鑑査部に管理課を加えて、原則として監視部の5課制、業務部の6課1室制、鑑査部の1課と専門官制に拡充した。37年4月に関税鑑査官は5人増員され、横浜は2、東京、大阪、名古屋各1と配置された。38年4月には総務部に調査官6人内を置き、税関考官10人内に増員し、鑑査部に分析官を設置した。

税関支署の組織は、税関長が大蔵大臣の承認を経て決定することになっているので、一般的な体制の推移を記すことはできないが、その次長制については記しておくなければならない。38年4月に羽田、新潟、札幌3支署に各1人置いた。なお、支署の数は27年に48であったが、東京、長崎の両税関設置で46に減じたのち、30年8月に川崎、千葉、尼崎、京都、油津、下関、宇部、名瀬、札幌に置いて55となり、32年4月には松山、宮津、宮古、佐伯を加え、37年4月に姫路、39年4月に小名浜を加えて61に増加した。

第2節 国税庁機構の拡充

昭和27年の大蔵省設置法の改正で、外局は国税庁だけとなった。ここでは国税庁の組織の変遷を見る。設置法は内部部局、附属機関、地方支分部局という構成を示し、長官の下に次長1を置き、内部部局に長官官房と直税、間税、徴収、調査査察の4部と、国税庁監察官120人内の設置、附属機関に国税庁協議団、税務講習所、その他の設置、地方支分部局に国税局11と税務署、税務署支署の設置を示した。国税局の内部部局として総務、直税、間税、徴収、調査査察の5部と国税局協議団、その他の附属機関を置いた。その後の設置法による組織の改正は、34年に醸造試験所を設置法による附属機関としたことである。以下、大蔵省組織令、ことに大蔵省組織規程の改正に即して国税庁の機能の変遷を見よう。

1 内部部局の推移

まず国税庁の内部部局の分課については、27年8月の組織令によると、長官官房には総務、人事、会計、広報の4課と監督官、監察官の2室、直税部には所得税、法人税、資産税の3課、間税部には酒税、消費税の2課、徴収部には管理、徴収の2課、調査査察部には調査、査察の2課が置かれた。そして組織規程により、監督官40人内、直税実査官50人内、間税実査官30人内、国税調査官40人内、国税査察官50人内の設置が定められた。分課の改廃についてみると、31年4月の行政機構改革で、広報課、監督官室、監察官室を廃して、国税広報官、首席監督官、首席監察官を置き、続いて31年6月に長官官房に審議官4人内を置いた。35年4月には厚生管理官を置き、翌年6月これを厚生課に改め、37年6月には直税部に審理課を新設した。このように分課の面だけでは、内部部局の改廃は微々たるものであった。このほかに特別な職として30年7月に直税実査官、間税実査官の制度を国税実査官制度とし、その人員を140人内

に増員して実査体制の充実を図った。一方、監督官は40人内から31年6月に審議官設置に際して36人内に改め、32年8月には35人内に減員した。なお組織規程に規定されていた首席監督官は組織令による設置となった。

2 国税局の機構の拡充

(1) 局課の変遷

国税局の組織は各国税局によってかなりの差があるが、一応基本の組織を示してから各局の特色を示し、さらにその変遷を見よう。27年8月の国税局の部の構成は庁の構成に準じたものであったが、分課は多少異なる。総務部には総務、人事、考査、会計、厚生、統計の6課、直税部には所得税、法人税、資産税の3課、間税部には酒税、消費税、監視の3課と鑑定官室、徴収部には管理、徴収の2課、調査査察部には調査、査察の2課を置き、東京・大阪の両国税局の調査査察部に次長を置いた。各国税局を通じて、直税部に直税実査官600人内、間税部に鑑定官45人内、間税実査官400人内、徴収部に国税徴収官400人内、調査査察部に国税調査官1,420人内、国税査察官450人内の設置を決めた。分課については、東京、大阪両局では総務部に営繕課、徴収部には特別整理課を置き、調査査察部の調査課に代わって調査第一課から同第五課までの5課を置き、名古屋局では営繕課と調査第三までの3課を置き、関東信越、広

島、福岡の3局では、営繕課と調査第一、同第二の2課を置き、仙台、熊本両局には営繕課を置いた。東京、大阪両局の調査第五課は新設であった。

この組織は、分課について28年7月に東京で調査課をさらに2課増設したが、関東信越、広島の調査課を1課制に戻し、31年7月に



金沢国税局旧庁舎

は東京、大阪、名古屋の調査査察部の機構を改めた。すなわち、部を課に分けるのではなく、特別な事項を分担する課を設けて部全体の強化を図った。東京、大阪で課としては調査管理と調査審理の2課だけを置いて、国税調査官の訓練や調査の方針あるいは計画に当るなどの企画的職務を扱うことにした。名古屋では調査課に代えて調査管理課を置いた。この改正にあたって東京、大阪の調査査察部の次長をそれぞれ2人から3人に増員したが、国税徴収という特殊な職務を扱うについての特別な官職がその後急速にふえる方向をこの組織変更が示していた。

(2) 特別な職の設置とその拡充

特定局の機構の整備強化は国税徴収事務の地域的集中傾向を示すものであったが、事務量の増大は特定局に限られたものではなく、この増大に対処して専門的な職務の設置とその増大とが続いたから、その事情を部門別に記すことにしよう。

国税局では各部ごとの次長制がとられた。27年に調査査察部にだけ置かれたが、38年までに間税部を除く各部に設けられた。しかしすべての国税局に置かれたのではなく、また各部に1人ということでもなかった。その推移を見よう。27年には東京と大阪の調査査察部に次長各1人を置くことと定め、翌28年7月にこれを各2人とし、31年7月にはさらに各3人に増員し、34年4月に東京4人、名古屋1人に改めた。徴収部の次長制は35年4月に東京、大阪に各1人置くことで始まり、総務部の次長制は38年4月に同じく東京、大阪に各1人を置くことで始まった。

次に各局を通じる特別な職務を見ることにしよう。初めに統括官を見る。統括国税調査官と統括国税査察官の設置は31年7月に始まるが、統括国税徴収官の設置は特別整理課の廃止に対処するもので、31年7月に東京12人内、大阪7人内、名古屋4人内と決めてから、34年4月に東京を14人内に改め、36年6月に大阪を8人内に、37年7月に東京を17人内に増員し、38年4月に大阪を9人

内に改めた。統括国税査察官は31年7月に東京3人内、大阪2人内と決め、それがしばらく続いた。総括国税徴収官は36年6月に特別整理課が置かれていた東京と大阪に各2人が置かれ、名古屋にも1人置かれたが、38年4月には東京、大阪を各3人とし、福岡にも1人置くことにした。

特別な職は種類が多いので、職務ごとにとらえる。総務部には次長以外の特別の職はない。直税部、間税部、徴収部に共通の国税実査官は、直税部は27年に各局を通じて600人内と決めていたが、30年7月に650人内、32年10月に730人内、36年6月に755人内、37年6月に775人内に増員し、間税部は27年と同じく400人内と決めていたが、32年10月に470人内に改め、徴収部は30年7月に350人内の設置を決めた。同じく3部に共通の国税訟務官は、35年4月にまず直税部に東京2人、大阪1人が置かれ、36年6月に各3人に改めたのち、37年6月に各局を通じた15人内に増員して、38年4月に20人内に改めた。徴収部には35年4月に東京、大阪に各1人を置いてから、36年6月にそれを各2人とするとともに、関東信越、名古屋、広島、福岡にも各1人を置くことにした後、37年6月には各局を通じた12人内に増員し、38年4月に15人内に改めた。間税部には鑑定官があり、27年に45人内と定められたが、30年7月に70人内に増員された。徴収部の国税徴収官は27年来の400人内を保持した。調査査察部の国税調査官は27年に1,420人内であったが、税務署の国税調査官制実施によって

その人員だけ減じて、38年7月に1,050人内に改めた。また同じく国税査察官は24年に各局を通じて450人内と定められてから変更はなかった。

3 税務署

税務署の組織変遷については、一応二段階の区分が必要である。



麹町税務署庁舎

税務署はその基本の組織を31年9月までは5種類としていたが、31年9月以降これを3種類に整理したので、この基本体制に即した区分をする。しかし後述のように、31年までに税務署の活動の質的变化があったのではなく、むしろ31年以降の事務量の増大、その地域的集中が顕著であり、この組織改正はそのような展開への体制整備とみることが許されよう。

24年の大蔵省組織規程では、税務署の組織は総務、直税、間税の3課制であったが、27年8月の改正で税務署をAからEまでの5種類に分け、Aでは総務、徴収、所得税、法人税、間税の5課制、Bでは総務、徴収、直税、間税の4課制、Cでは総務、所得税、法人税、間税の4課制、Dでは総務、直税、間税の3課制、Eでは監理、庶務の2課制とした。全国503税務署の中でA種に属するのは41だけで、大部分はD種で364が適用され、Eに該当する署も69あった。従来よりも多くの課が必要な署と、3課を必要としない署とを別の分類としたのであって、B、Cの4課制よりも5課制とする必要を認めたことで、新しい種類別の体制を作って、3課制に対する例外という扱いを避けたのであった。A種が東京、大阪、名古屋の3局に集中したことはいうまでもない。

この種類別はその後ごく一部の修正ですこされたが、31年1月に都市にある47税務署の昇格が行われた。この措置によっても十分ではなく、さらに次の昇格を配慮しなければならなかったことと、31年に実施された全般的な行政機構改正で、7月に東京、大阪、名古屋の調査査察部の体制が改正されたのに即して、8月に従来の5種類中のC、Dを廃して新しいA、B、Cの3種類に統合することに改め、その改正に合わせて旧16C署のAへの昇格、旧150D署のBへの昇格と旧69E署の自動的Cへの転換を実現した。

講和後の税務署の組織体制は、31年8月で第二の段階に移ったが、すでにこの新しい体制の中で特定の署については徴収課、法人税課に次長を置いて体制強化を図った。国税局に特別な職、専門の職が増加したのと同じような方向がここに始まっている。しかし31年以後の税務署の活動体制については、単に組織の制度的な面だけでは説明しきれないものがある。実体面と結びつけてみる

第8-15表 種類別税務署数推移

年次		31	32	33	34	35	36	37	38
東京	A	31	31	37	37	42	43	44	49
	B	24	24	20	20	15	19	18	13
	C	7	7	5	5	5	0	0	0
	計	62	62	62	62	62	62	62	62
関東 信越	A	8	8	10	10	10	12	12	15
	B	21	21	21	21	21	38	38	35
	C	31	31	29	29	29	10	10	10
	計	60	60	60	60	60	60	60	60
大阪	A	15	15	16	16	21	24	26	34
	B	38	38	37	37	32	53	51	44
	C	31	31	31	31	31	7	7	6
	計	84	84	84	84	84	84	84	84
札幌	A	3	3	4	4	4	4	5	6
	B	8	8	6	6	6	17	16	15
	C	19	19	20	20	20	9	9	9
	計	30	30	30	30	30	30	30	30
仙台	A	2	2	2	2	2	3	3	4
	B	10	10	11	11	11	30	30	29
	C	44	44	43	43	43	23	23	23
	計	56	56	56	56	56	56	56	56
名古屋	A	10	10	11	11	12	14	16	20
	B	19	19	21	21	20	27	25	21
	C	19	19	16	16	16	7	7	7
	計	48	48	48	48	48	48	48	48
金沢	A	2	2	2	2	3	3	4	4
	B	6	6	6	6	5	9	8	8
	C	7	7	7	7	7	3	3	3
	計	15	15	15	15	15	15	15	15
広島	A	3	3	3	3	4	4	5	7
	B	11	11	11	11	10	30	29	27
	C	37	30	37	37	37	17	17	17
	計	51	51	51	51	51	51	51	51
高松	A	4	4	4	4	4	4	4	4
	B	3	3	3	3	3	15	15	15
	C	21	21	21	21	21	9	9	9
	計	28	28	28	28	28	28	28	28
福岡	A	5	5	6	6	7	7	7	8
	B	11	11	9	9	8	21	21	20
	C	14	14	15	15	15	2	2	2
	計	30	30	30	30	30	30	30	30
熊本	A	2	2	2	2	4	4	4	4
	B	6	6	6	6	4	18	18	18
	C	32	32	32	32	32	18	18	18
	計	40	40	40	40	40	40	40	40
合計	A	85	85	97	97	113	122	130	155
	B	157	157	151	151	135	277	269	245
	C	262	262	256	256	256	105	105	104
	計	504	504	504	504	504	504	504	504

必要があるが、まず制度面での変遷を取り上げよう。

税務署の種類をA、B、Cの3種とする基本はその後も変更がなかったが、次長制が33年6月には所得税課にまで上げられた後、36年6月には次長制を廃して課の増設を認める方向をとるとともに、副署長制を採用し、所得税課について所得税第一課、同第二課に、法人税課について法人税第一課、同第二課、さらに管理課の設置を認めた。そして法人税課は38年6月に第四課まで認めた。それだけ特定地域の税務の量的集中と増大とがあった。また副署長制の外に、38年7月からは国税調査官制度を設けた。この措置の際国税局の国税調査官の一部を減員した。

以上の組織の変遷は、当然既設の組織による税務行政の遂行では間に合わな

第8-16表 A種税務署数増加推移

年次		31	32	33	34	35	36	37	38
東京	内) 東京	31	31	37	37	42	43	44	49
	神奈川	4	4	5	5	8	8	8	10
	関東信越	8	8	10	10	10	12	12	15
内) 埼玉		1	1	3	3	3	4	4	5
	大阪	15	15	16	16	21	24	26	34
内) 大阪	兵庫	3	3	3	3	4	4	6	6
	名古屋	10	10	11	11	12	14	16	20
内) 愛知	静岡	7	7	8	8	8	9	10	11
		2	2	2	2	3	3	4	5
広島	内) 広島	3	3	3	3	4	4	5	7
		1	1	1	1	1	1	2	3
福岡	内) 福岡	5	5	6	6	7	7	7	8
		3	3	4	4	5	5	5	5
他局計		13	13	14	14	17	18	20	22
合計		85	85	97	97	113	122	130	155

くなったことを示すが、その事情をこの組織の変遷に即して具体的に再述しよう。まず課の増設についてみればこれは税務署を増設することでも避けられるわけであったが、税務署の総数は27年以降ほとんど変わらず、31年以降504が続いた。事務量の増加と地域集中に対する措置は税務署の格上げによった。A、B、Cの署の局別推移を表示しよう。31年に85であったAは35年に100を超え、38年に155となり、31年に262であったCは36年に105に激減した。Aの急増にもかかわらず、東京局では31年の31から38年の49への増加に止まり、主要な都府県のAの増加についてもこれに近い事情をみることができる。それはすでにB以下の署が僅少となっているためであった。A以上の課の設置の必要から36年6月以降の課の増設が認められたのであって、所得税第一課、同第二課設置の署は37年に20、38年に30となり、法人税第一課、同第二課設置の署は37年に20、38年に21となり、法人税第三課設置の署は東京で38年に5となり、法人税第四課設置の署は同じく3であった。管理課設置の署は38年で15であった。これらの課の数と増加とは東京、大阪、愛知の都府県に多いが、その他の地域についても増加が示された。

このような署の昇格、設置地域の集中、課の増設の外に特別な職制の設置についてみると、31年以降採用された徴収課、法人税課についての次長制は、33年に徴収課では京橋、芝、浅草、墨田、名古屋西の4署、法人税課では神田、日本橋、京橋、芝、浅草、墨田、東、名古屋中の8署、33年採用の所得税課では墨田、札幌の2署で適用された。36年6月に次長制が廃止され、7月以降は上述の課の増設に振り替えられたが、その際定員200名以上の税務署に採用した副署長制は64人にはじまって、37年74人、38年88人に増加した。

以上、国税局、税務署についての組織の変遷について記した。それは機構の拡充であるとともに、職務の特定局、特定署への集中を示すものであったが、税務職員の増加はこの期間を通じて期待できなかった。多少とも余裕のある局、署から東京局とその管内の税務署への集中的配置で応じ、また各局内での配置調整で対処した。そしてこの人員不足を補足するための措置が事務の簡素

化、機械化であり、研修等による職員の能力向上、能率の増進であった。

第8-17表 課の増設が認められた税務署数

種類	局別	年次					
		36	37	38			
所 第 第	得 一 二 課 課	東	京	1	6	13	
		大	阪	—	2	1	
		名	屋	—	3	4	
		古	他	1	9	12	
		計		2	20	30	
法 第 第	人 一 二 税 課 課	東	京	8	11	13	
		大	阪	2	4	4	
		名	屋	1	2	2	
		古	他	—	3	2	
		計		11	20	21	
法 第	人 三	税 課	東	京	—	3	5
法 第	人 四	税 課	東	京	—	—	3
	管 理 課	東	京	4	11	12	
大		阪	—	1	—		
名		屋	—	1	2		
古		他	—	1	1		
計			4	14	15		